

令和3年度（2021年度） 安曇野市予算編成方針

令和3年度は、市役所本庁舎建設以来の大型建設事業となる新総合体育館の竣工を迎え、令和2年度に完成した新ごみ処理施設の建設と合わせ、新規大型施設への投資的基盤が大方、完了する年である。そのため、ソフト事業に主眼をシフトしつつ、安曇野市が目指す将来都市像の実現に向け、確固たる財政基盤を継続することが必要となる。

令和3年度の予算編成においては、新型コロナウイルス感染症による内外経済への不安要素があるなか、基金財源の継続的確保など、持続可能な財政基盤を確保しつつ、職員一人ひとりの創意工夫により、安曇野市の魅力を最大限発揮し得る効果的な予算編成を実施する。

1 国の政策と課題

【政策の動向】

「骨太の方針2020（経済財政運営と改革の基本方針2020～危機の克服、そして新しい未来へ～）」では、新型コロナウイルス感染症への対応が喫緊の課題であるとし、感染症の下で新しい生活様式やビジネスが動き出すなか、デジタル化の活用など、「新たな日常」の構築による「質」の高い経済社会の実現を目指すとしている。こうした観点から、「経済再生なくして財政健全化なし」との基本方針のもと、優先課題の設定と課題解決策の強化を行いつつ、感染拡大を踏まえた経済・財政一体改革を推進することを示している。

2 安曇野市の取組み

【市の状況と取組み】

令和元年度（2019年度）の一般会計決算では、給与所得者の増加や企業の設備投資の増などによる税収の増加や、ふるさと寄附金の増加など、前年度対比24億1,800万円（百万未満切捨て 以下同じ）の増額となる429億7,800万円の歳入決算額となった。一方、歳出決算額は、新ごみ処理施設建設に伴う一部事務組合への負担金や、令和3年度竣工を予定している新総合体育館建設費など、前年度対比23億7,700万円の増額となる421億6,600万円となり、翌年度に繰り越すべき財源5,100万円を除いた実質収支は、7億6,000万円の黒字となっている。

また、決算に基づき算定される財政健全化判断比率については、実質公債費比率が前年度比0.2ポイント上昇の9.5%、将来負担比率は前年度比2.4ポイント改善の10.4%となり、どちらの数値も財政再建が必要とされる早期健全化基準（実質公債費比率25%、将来負担比率350%）を大きく下回っており、引き続き地方債の新規発

行を抑制するなど、将来を見据えた財政運営が必要となる。

令和3年度の普通交付税では、合併以降続いた算定替えによる合併特例加算措置分が無くなることとなるほか、新型コロナウイルス感染拡大による市税等への影響など、限られた財源のなか、より厳選された予算編成が必至となる。

こうした現状を踏まえ、各部局が主体性を発揮し、真の市民ニーズを的確に把握するなか、限られた行政資源を効率的かつ効果的に活用し、最小の経費で最大の効果を発揮できる予算編成が求められている。

よって予算編成にあたっては、第2次総合計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく事業成果や数値的目標の達成を目指すなか、職員一人ひとりが創意工夫を持って貴重な財源の有効活用を図り、第2次総合計画に掲げる将来都市像「北アルプスに生まれ共に響きあう 田園産業都市 安曇野」の創生に向けて全力を傾けることとする。

【予算編成の基本方針】

令和3年度（2021年度）当初予算の予算編成にあたり、下記のとおり「基本方針」を定める。

1 行財政スリム化の取組み

財政計画では、普通交付税の一本算定による合併特例加算措置の終了、及び財政調整基金の将来的な確保を前提とした歳出の総量削減を見込んでいるため、当初予算編成においても、財政計画における財政規模として、令和3年度の一般財源規模を反映するものとする。

予算編成においては、財務会計システムを活用し、効率的な一元管理を行うため、「実施計画 - 予算編成 - 行政評価」を事業単位で連携させ、各事業を実施計画事業（ハード事業、政策的事業など）と予算事業（実施計画事業以外）に分別した予算編成を進める。

予算事業においては、過去の予算需要等を考慮し、必要最小限となる一般財源を事業単位で算出し、これを積上げることで予算事業に必要な一般財源総額を把握し、この一般財源総額内での予算規模を上限として予算事業を編成するものとする。

実施計画事業における一般財源枠は、令和3年度の財政計画における一般財源規模から予算事業で算定された一般財源総額を控除した額を基本とする。

なお、新型コロナウイルス感染症対策による経費は、財政計画の一般財源規模とは別枠とする。

2 重点化施策等に沿った年間予算の編成

令和3年度では、行政評価の結果を踏まえ、本市の事務事業及び経営資源の「選択と集中」を推し進めるため、第2次総合計画の基本施策の中から15項目の基本施策（強化すべき13の施策・2つの最重点化施策）を重点化施策として定め、この施策を中心

とした計画策定を進めている。この重点化施策に「ひと・かね・知恵（工夫）」を集中的に投下し、短期間での効果創出を目指すとしており、予算編成にあたっては、実施計画策定と歩調を合わせた予算要求を行なうことを基本とする。

また、まち・ひと・しごと創生に係る「人口ビジョン」及び「総合戦略」の策定による人口減少を見越した対策や地域経済の振興策などについては、実施計画に掲げる重点化施策等との整合を図りつつ、数値目標達成に向け予算要求することとする。

3 事業の選択と集中

多様化する行政需要に対しては、限られた財源、限られた人材を真に必要とされる事務事業へ優先的に配分する必要がある。従って、市単独事業における執行期限の設定（サンセット方式）や、補助金見直しに伴う検証結果の適切な反映など、当初の目的を達成した事業や効果の薄い事業の廃止、借地料や光熱水費、コピー代など事務的な経常経費の削減に積極的な取り組みを行うこと。

これらによって生じた余剰財源を駆使し、真に必要な事務事業の財源とするため、従前の予算計上方法にとらわれることなく、個々の積算内容を必ず精査すること。

4 国・県等補助事業など特定財源の活用

国、県や他団体などの補助制度を的確に把握し、補助対象となるものは積極的に活用するとともに、制度の変更等を注視し、的確に補助要望すること。

なお、補助の打ち切り、負担・補助割合の変更等があった場合は、事業の打ち切り、縮小を行うこととする。

5 公共施設の有効活用と経費の節減

「公共施設等総合管理計画」及び「個別施設計画」に基づく公共施設の適正な管理を行うと共に、「公共施設再配置計画」に基づく施設の廃止、譲渡等を確実に推進し、施設配置の最適化に努めること。

なお、施設の統合、複合化及び除却にあたっては、施設の長寿命化計画を策定するなどし、旧合併特例事業債の活用を考慮すること。

また、整備した施設を有効に活用し、市民サービスや利便性の向上を図ると共に、節減可能な経費がないか検討すること。

6 義務的経費の見直し

義務的経費については、引き続き削減に努め必要最小限の所要額とするものとするが、市単独の扶助費については、近隣団体の水準等も踏まえ、給付水準や助成対象について見直しを進めること。

7 部局連携事業の調整

組織間の連携・協力を必要とする事業については、積極的に部局間の横断的な調整の機会を設けるなど、関係部局で十分な調整を行い、事業の効率化や経費の削減を行なうこと。

8 特別会計の財政運営

各会計の設置目的に沿った、経営合理化と経費の節減に努め、独立採算の原則を遵守すること。

なお、一般会計からの繰出金は法定負担割合や繰出基準の範囲内とするが、増大する繰出金が市全体財政を圧迫している現状に鑑み、今後の中長期的な財政運営の見通しについて、財政部と担当部局との情報共有のもと、繰出金の最大限の縮減に努める。

○参考：第2次総合計画基本構想と令和3年度重点化施策の関係

実施計画（2021-2023）策定方針において、計画策定の基本的な考え方として重点化施策について次のように述べている。

（1）行政評価の結果に基づく「重点化施策」「重点事業」の設定

行政評価の結果等を踏まえ、本市の事務事業及び経営資源の「選択と集中」を推し進めるため、総合計画前期基本計画に掲げる45の基本施策のうち、令和3年度の「1年間」で集中して取り組むべき施策を「重点化施策」として設定し、当該施策を中心に据えた実施計画を策定します。

また、「重点化施策」の目的達成にあたり、短期決戦で成果の発現が期待できると判断した事務事業については、同年に取り組む「重点事業」として設定し、当該事業に「ひと・かね・知恵（工夫）」を集中的に投入し、明確な効果に繋がる《アウトカム》の創出を目指します。

また、同方針において、令和3年度重点化施策として、15項目の基本施策が選定（強化すべき13の施策・2つの最重点化施策）され、現在、庁内において重点化施策の推進に資する重点事業の検討が進められているところである。

一方で、第2次総合計画には、平成30年度から令和9年度までの10か年を期間とする基本構想（将来都市像とまちづくりの基本目標）が定められており、上述した基本施策及び重点化施策は、全てこの基本構想の実現に向け、体系的に構成された施策となる。

これを踏まえ、基本構想（基本目標）と令和3年度重点化施策の関係を次に示すので予算編成にあたって参考とされたい。

○基本目標1 いきいきと健康に暮らせるまち

誰もが生きる喜びを感じ、住み慣れた地域でいきいきと健康に暮らせるまちをつくりま

<関連重点化施策>

1-1-1 健康づくりの推進

1-2-1 高齢者福祉の充実

1-3-2 出産・子育て支援の充実

○基本目標2 魅力ある産業を維持・創造するまち

足腰の強い魅力ある産業を創造し、活力にあふれた賑わいのあるまちをつくりま

＜関連重点化施策＞

- 2-1-1 農業の振興 ※最重点化施策
- 2-2-4 観光の振興 ※最重点化施策
- 2-3-2 安曇野ブランド発信の強化

○基本目標3 自然環境を大切にするまち

豊かで美しい自然環境を守り、快適な生活環境を次代につなぐまちをつくりま

＜関連重点化施策＞

- 3-2-1 水環境の保全・強化・活用

○基本目標4 安全・安心で快適なまち

安全・安心で、一人ひとりが心穏やかに暮らせる快適なまちをつくりま

＜関連重点化施策＞

- 4-1-1 防災体制の充実
- 4-3-1 秩序あるまちづくりの推進
- 4-3-5 移住・定住の促進

○基本目標5 学び合い 人と文化を育むまち

人と人が幅広く活発に交流し、豊かな人間性と文化を育むまちをつくりま

＜関連重点化施策＞

- 5-1-1 学校教育の充実
- 5-2-1 生涯学習の推進
- 5-2-2 スポーツ活動の充実
- 5-3-2 交流活動の推進

○基本計画推進に当たっての経営方針

本市を取り巻く環境などを踏まえ、基本計画を推進していく上での基底となる基本方針（ただし、この経営方針は、基本施策と同様に目標項目に対する数値目標を設定し取組を進めているため基本施策としての役割も備えている。）

＜関連重点化施策＞

- 方針4 質の高い行政経営の推進

施策の体系図

